

広島県告示第四百四十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の規定による食品衛生管理者養成施設及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定による食品衛生監視員養成施設を次のとおり登録した。

平成二十八年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	登 録 年 月 日
広島国際大学医療栄養学部医療栄養学科	広島県呉市広古新開五丁目一番一号	平成二八年二月二四日